

# 八戸市路線バス及びタクシー 事業継続支援金(燃料価格高騰対策分)

## のお知らせ

この支援金は、所得税の課税対象となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃料価格高騰により大きな影響を受けている路線バス及びタクシー事業者(福祉タクシー事業者を含む\*)に対し、事業の継続を支援するための支援金を交付します。

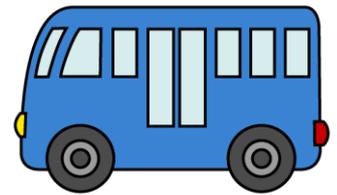
※ 介護保険法の訪問介護を行う福祉タクシー事業者は対象外

### 対象となる事業者

八戸市内に事業所または事務所があり営業している次の事業者

① 路線バス事業者

道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。



② タクシー事業者

道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。



### 支援金の額

 下記の各単価を申請台数に乗じた額

① 路線バス事業者: 1台あたり 10万円

(申請時点で所有する一般路線バス車両のうち、市内の事業所等に属するバス車両)

② タクシー事業者: 1台あたり 5万円

(申請時点で国土交通省東北運輸局に登録し、所有するタクシー車両)

(ただし、訪問介護(介護保険法)を行う一般タクシー事業者の場合、用途を福祉輸送に限定する車両は対象外)

### 交付要件

① 申請日から令和5年3月31日までの期間、必ず事業を継続すること。

③ 令和3年度分として賦課された市税について滞納がないこと。

④ 申請者(法人の場合、代表者及び役員)が暴力団員等に該当しないこと。

## 申請方法

「八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金(燃料価格高騰対策分)交付申請書兼請求書」へ必要事項を記入し押印の上、添付書類を添えて、下記申請(郵送)先へ提出してください。

◀ 申請書等のダウンロードは [こちら↓](#) ▶ (右のQRコードからもアクセス可能です)

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/toshiseisakuka/sumai\\_kotsuu\\_suido/1/busandtaxisupportmoney2022.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/toshiseisakuka/sumai_kotsuu_suido/1/busandtaxisupportmoney2022.html)



### 【お願い】

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、可能な限り、郵送での提出をお願いします。  
(申請書印刷代や郵送料等、申請に要する費用は申請者の自己負担となります。)

## 添付書類

- ① 事業の許可又は認定を受けていることを証する書類の写し  
(例:「営業許可証」の写し など)
- ② 対象車両の台数(申請時点)が確認できる書類の写し  
(例:「車両数一覧証明書」(タクシー協会発行)、  
「社名表示灯(行燈)と車のナンバーが写っている写真」と「車検証の写し」 など)
- ③ 振込先口座の情報がわかるものの写し  
(例:「通帳の写し」 など)  
※ 通帳の場合は、口座番号のわかる表紙と支店名のわかるページが必要です。なお、申請者と口座名義が異なる場合、別途委任状等を提出いただく場合があります。

### 【八戸市以外の市町村に納税している場合】

納税先の市区町村が発行する下記に係る「令和3年度分の納税証明書」

A. 法人の場合 …………… 法人市民税、固定資産税、軽自動車税

B. 個人事業主の場合 …… 個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

上記のほか、交付要件を確認するために必要な書類の提出を求めることがあります。

## 申請受付期間

令和4年12月26日(月) ~ 2月3日(金) 17:00 まで

## 申請(郵送)先・問合せ先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1 八戸市庁別館6階

八戸市 都市整備部 都市政策課 交通政策グループ (バス・タクシー支援金 係)

☎ 0178-43-9124 (平日8:15~17:00)